

新旧対照表

○島根県公共工事共通仕様書特記事項の改正

改正後						現行																															
【第1編 共通編 第1章 総則 関係】						【第1編 共通編 第1章 総則 関係】																															
編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項	編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																								
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	4,5,6	(参考)ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">再生資源利用計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事</td> <td style="width:50%; text-align: center;">再生資源利用促進計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂……………1,000m³以上</td> <td>1. 土砂……………1,000m³以上</td> </tr> <tr> <td>2. 碎石……………500t以上</td> <td>2. コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>3. 加熱アスファルト混合物…200t以上</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設発生木材</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">} 合計 200t以上</td> </tr> </table>	再生資源利用計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事	再生資源利用促進計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事	1. 土砂……………1,000m ³ 以上	1. 土砂……………1,000m ³ 以上	2. 碎石……………500t以上	2. コンクリート塊	3. 加熱アスファルト混合物…200t以上	アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材	} 合計 200t以上		1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	4,5,6	(参考)ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">再生資源利用計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事</td> <td style="width:50%; text-align: center;">再生資源利用促進計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂……………1,000m³以上</td> <td>1. 土砂……………1,000m³以上</td> </tr> <tr> <td>2. 碎石……………500t以上</td> <td>2. コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>3. 加熱アスファルト混合物…200t以上</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設発生木材</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">} 合計 200t以上</td> </tr> </table>	再生資源利用計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事	再生資源利用促進計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事	1. 土砂……………1,000m ³ 以上	1. 土砂……………1,000m ³ 以上	2. 碎石……………500t以上	2. コンクリート塊	3. 加熱アスファルト混合物…200t以上	アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材	} 合計 200t以上	
再生資源利用計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事	再生資源利用促進計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事																																				
1. 土砂……………1,000m ³ 以上	1. 土砂……………1,000m ³ 以上																																				
2. 碎石……………500t以上	2. コンクリート塊																																				
3. 加熱アスファルト混合物…200t以上	アスファルト・コンクリート塊																																				
	建設発生木材																																				
} 合計 200t以上																																					
再生資源利用計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事	再生資源利用促進計画書を作成する工事 次のいずれかに該当する指定副産物を搬出する建設工事																																				
1. 土砂……………1,000m ³ 以上	1. 土砂……………1,000m ³ 以上																																				
2. 碎石……………500t以上	2. コンクリート塊																																				
3. 加熱アスファルト混合物…200t以上	アスファルト・コンクリート塊																																				
	建設発生木材																																				
} 合計 200t以上																																					
				追-1		建設廃棄物の処理を行う場合は、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。 なお、「再生資源利用促進計画」(様式第55号)を作成している場合は、「建設廃棄物処理計画書」を兼ねることができるものとする。					追-1		建設廃棄物の処理を行う場合は、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。 なお、「再生資源利用促進計画」(様式第55号)を作成している場合は、「建設廃棄物処理計画書」を兼ねることができるものとする。																								
				追-2		島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(島根県産業廃棄物減量税)が課税されるので適正に処理しなければならない。					追-2		島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税(島根県産業廃棄物減量税)が課税されるので適正に処理しなければならない。																								
				追-3		1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。 なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。 なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。					追-3		1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。 なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」(様式-2)を作成し、施工計画書に添付しなければならない。 なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。																								
1	1	1	1-1-1-22	部分使用	追加	施工条件書において実施を予定している部分使用検査については、受注者は、検査予定日、検査対象等について監督職員と協議するものとする。	1	1	1	1-1-1-22	部分使用	追加	施工条件書において実施を予定している部分使用検査については、受注者は、検査予定日、検査対象等について監督職員と協議するものとする。																								
1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	11	受注者は、施工中の工事に関し労働基準監督署等から指導票や正勸告書等が交付された場合は、発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や正勸告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。	1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	追-1	受注者は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等(以下『雪崩等』という。)」の到達するおそれのある現場においては、下記の事項に留意するものとする。 (1) 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。 (2) 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。 (3) 安全対策に資する資料及び安全対策費(安全費)に関しては、「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によるものとする。 (4) 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。 (5) 雪崩等の危険が相当期間続く予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。																								
1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	追-1	受注者は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等(以下『雪崩等』という。)」の到達するおそれのある現場においては、下記の事項に留意するものとする。 (1) 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。 (2) 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。 (3) 安全対策に資する資料及び安全対策費(安全費)に関しては、「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によるものとする。 (4) 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。 (5) 雪崩等の危険が相当期間続く予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。	1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	追-1	受注者は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等(以下『雪崩等』という。)」の到達するおそれのある現場においては、下記の事項に留意するものとする。 (1) 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。 (2) 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。 (3) 安全対策に資する資料及び安全対策費(安全費)に関しては、「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によるものとする。 (4) 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。 (5) 雪崩等の危険が相当期間続く予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。																								